

佐賀県内のバスケットボールに係る行事開催について (5月15日以降)

日頃より当協会の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられることとなりました。

その措置に伴い日常における感染対策については、個人の判断に委ねることとなるため、「JBA バスケットボール事業・活動実施ガイドライン」が廃止となりました。

当協会としては変更後も、基本的な感染対策を行いながら取り組んでいきたいと考えております。

以下の通り、県内のバスケットボール行事に関わる開催に係る現時点の方針を、関係団体、登録チーム、登録選手等、皆様に通知いたします。

記

1. 基本的な感染対策の考え方

○マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。感染のリスクを防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨

○手洗い等の手指衛生、換気

新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効。

○「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効 (避けられない場合はマスク着用が有効)。

2. 今後、佐賀県バスケットボール協会が主催または協力する大会については、以下のとおりとする。

○あらゆる面での感染対策、熱中症対策を十分にとり活動すること。

県内公式戦、リーグ戦、カップ戦、講習会についても各カテゴリーにおいて感染対策をとり活動すること。

○マスク着用

・マスク着用は個々の判断によるものとする。(声を出す場合はマスク着用)

但し、主催者が定めることは許容されているため、事業/競技会の主催者の判断で着用を義務化することは差し支えない。

○審判をする際のレフリーマスクの着用については任意とする。

3. 協会内の各種会議については、感染予防対策を講じた上での会議を行うこと。

会議の開催、中止の判断については会長および専務理事に相談すること。

(*状況が変わり次第、再度通知する場合があります。)